

## 歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告(概要)

歯科医師臨床研修制度のさらなる充実に向けた

現時点における具体的な考え方

### 1 はじめに

- ・平成18年度から必修化された歯科医師臨床研修は、歯科医療の質の向上、安心・安全な医療の実現に寄与しているとの評価を得ている。
- ・歯科医師臨床研修は「歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令」により、施行後5年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。
- ・歯科医師臨床研修の充実のためには、臨床研修の到達目標に含まれる分野について効果的な指導ができる歯科診療所や病院歯科の活用を推進し、多様な研修機会を確保することが望ましいとの認識に基づき、臨床研修施設の指定基準のあり方や、研修管理委員会の役割の強化等、歯科医師臨床研修の見直しに向けた具体的な対応方針に関して報告書を取りまとめた。

### 2 臨床研修施設群方式の推進

- ・現在運用されている単独臨床研修方式、臨床研修施設群方式については、引き続き推進を図る。
- ・歯科医師臨床研修の到達目標の効率的な達成や、多様な研修機会の確保のため、歯科診療所、病院歯科のさらなる活用を図り、施設間連携、情報共有のもと研修プログラムの目的にあった研修スケジュールを弾力的に設定できることとする。

#### 新たな臨床研修施設の活用

臨床研修を行う分野に関して豊富な症例を持ち、効果的な指導ができる指導歯科医が在籍する医療機関や、在宅歯科医療、障がい者歯科等を計画的に実践できる医療機関等を「連携型臨床研修施設(仮称)」として積極的に活用する。

#### 臨床研修施設間の連携の推進(グループ化の導入)

研修内容の一層の充実を図るとともに、より多くの症例を経験できる研修を実施可能とするため、臨床研修施設間の連携の強化を図った研修実施方法を新たに取り入れる。

#### 指定要件の見直し

- ・歯科衛生士等に関する要件については、歯科衛生士数の雇用が困難である実態に配慮しつつ、研修歯科医が歯科衛生士と連携できる体制の確保を前提に見直す。
- ・全身管理等に関する要件については、現在の歯科医療ニーズの多様化に対応できる歯科医師を養成する観点から、例えば、慢性疾患を持つハイリスク患者への対応、麻酔に係る研修、在宅歯科医療等の実施についても考慮する。

#### 申請様式の簡素化

臨床研修に係る事務作業が過大となっている状況に鑑み、臨床研修施設の指定・年次報告等の申請を簡素化するとともに、申請様式の記載方法を見直し、わかりやすいものとする。

### 3 研修管理委員会の機能の充実

#### 研修の進捗状況の把握等

臨床研修施設群を構成する施設の増加に伴い、研修管理委員会の開催が困難になっているとの指摘があるため、研修の進捗状況の把握および研修実施中の問題に迅速に対応できるよう研修管理委員会の運用指針を定め、機能の充実を図る。

#### 並行申請への対応

数多くの臨床研修施設群に並行申請を行っている協力型臨床研修施設の研修歯科医の受け入れ時期や受け入れ人数について管理型臨床研修施設が把握しやすくするため、一層の情報共有を図る方策が必要である。

#### 不測の事態への対応

施設側にやむを得ない事情が生じ、研修が困難となった場合に、研修歯科医ができるだけ早く研修を再開できるよう、臨時の研修管理委員会を開催可能とする。

#### 指導歯科医等の資質向上について

研修歯科医が新たな歯科医療技術を修得し、関連法令の遵守や適切な医療安全管理を実践するために、研修歯科医の指導にあたる歯科医師、歯科衛生士等に対して研修管理委員会が中心となって継続的な研修、指導等を行うよう努める。

### 4 歯科医師臨床研修に対する理解の推進

- ・国民への周知を図ることにより、研修歯科医が指導歯科医のもとで行う診療に対する一層の理解と協力を得ることが望まれる。
- ・病院歯科では、病院の開設者や管理者である医師への周知が不十分であるため、国、歯科医師会、歯科医学会等は病院の開設者や管理者等に対し一層の周知を図っていく必要がある。

### 5 その他

歯科医師臨床研修制度に関わる様々な分野の関係者が参画する「歯科医師臨床研修協議会（仮称）」の設置、マッチングに関する対応、現在運用されている D-REIS の充実に関しては検討が必要とされる。

### 6 おわりに

日進月歩で高度化する歯科医療、変わりゆく国民のニーズに対応できる歯科医師を養成するという観点から、卒前の臨床実習、卒直後の臨床研修、その後の生涯研修を一体的にとらえて、今後とも関係機関と一層の連携を図りながら議論を重ねていく必要がある。

# **歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告**

**歯科医師臨床研修制度のさらなる充実に向けた**

**現時点における具体的な考え方**

**平成21年12月16日**

## 第1 はじめに

平成 18 年度からの歯科医師臨床研修の必修化に伴い、大学病院と多くの臨床研修施設の協力によって、卒後 1 年目の歯科医師が基本的・総合的な診療能力を修得できる指導體制・研修環境が整備され、概ね適切に歯科医師臨床研修が実施されてきた。本制度の導入により、臨床に従事しようとする全ての歯科医師が一定のプログラムで初期の研修を行えることになったことから、歯科医療水準の確保が図られ、安心・安全な医療提供体制の推進に寄与しているとの評価が得られている。

歯科医師臨床研修は「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令第 103 号）」附則第 7 項の規定に基づき、施行後 5 年以内に所要の検討を加え、必要な措置を講ずるとされている。そのため本検討会を設置し、平成 20 年 12 月に第 1 次の歯科医師臨床研修推進検討会報告書を取りまとめ、歯科医師臨床研修における課題の整理等を行った。

当該報告書では、大学病院に研修プログラムが集中し、歯科診療所・病院歯科が中心となって実施される研修プログラムが少ないこと、臨床研修の進捗状況の管理が機動的に行われていないこと等が課題とされた。

また、我が国の高齢者が増加し、歯科医療の現場においても慢性疾患を有するハイリスク患者の増加がみられることから、医療連携に基づく在宅歯科医療の研修機会の確保など、近年の歯科医療ニーズを踏まえた対応が必要との指摘もされている。

歯科医師臨床研修の充実のためには、臨床研修の到達目標に含まれる分野について効果的な指導ができる歯科診療所や病院歯科の活用を推進し、多様な研修機会を確保することが望ましいとの認識に基づき、臨床研修施設の指定基準のあり方や、研修管理委員会の役割の強化等、第 1 次報告書で提起した課題を踏まえ、歯科医師臨床研修の見直しに向けた具体的な対応方針に関して、平成 21 年 5 月から 6 回（作業委員会 2 回を含む）にわたり議論を重ねたところである。今般、平成 23 年 4 月以降の歯科医師臨床研修をさらに充実させる観点から、現時点における具体的な考え方を取りまとめたので報告するものである。

\* 資料中の表記について

単独型臨床研修施設を「単独型」、管理型臨床研修施設を「管理型」、協力型臨床研修施設を「協力型」と略す。

## 第2 臨床研修施設群方式の推進

現在運用されている単独型が実施する単独臨床研修方式、管理型及び協力型が共同して実施する臨床研修施設群方式については、歯科医師臨床研修制度の必修化以降、

適正かつ円滑に運用されており、歯科医師臨床研修における到達目標を達成するための効果的な研修方式であることから引き続き推進を図るものとする。

一方、従前の方式に加えて、歯科医師臨床研修の到達目標の効率的な達成や、より多くの症例を経験できる研修を実施可能とするため、臨床研修施設間の連携の強化を図った研修実施方法（いわゆるグループ化）を研修方式の1つの選択肢として新たに取り入れることとする。

また、新たな研修実施方法の導入に伴い、研修プログラムの一層の充実を図り、国民から求められる歯科医療サービスに対応した研修を実施するため、小規模の歯科診療所であっても、研修プログラムの到達目標に関して計画的かつ効果的な指導を行うことができる医療機関や、へき地歯科医療または在宅歯科医療等の研修を計画的に実施できる医療機関を「連携型臨床研修施設（仮称）」として積極的に活用する。

## 1. 新たな臨床研修施設の活用

協力型で実施される研修プログラムの一層の充実を図るため、臨床研修を支援する病院又は診療所を「連携型臨床研修施設（仮称）」（以下、連携型と表記）として新たな臨床研修施設とする。連携型の主な施設基準に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。

常に勤務する歯科医師が1人以上であり、指導歯科医を常勤で置くこと。

当該施設における臨床研修の実施を管理する、研修実施責任者を配置していること。なお、研修実施責任者は指導歯科医が兼任しても差し支えないこと。

連携型での研修は、原則として1施設1年あたり合計5日以上30日以下とする。

連携型は、一つの臨床研修施設群に属し、研修を実施する。

連携型は、プログラム責任者等から以下のいずれかに該当する旨について推薦を受けていること。

- 1) 臨床研修の到達目標に含まれる特定の分野について豊富な症例を経験しており、同分野について効果的な指導ができる。
- 2) へき地歯科医療または在宅歯科医療もしくは障がい者に対する歯科診療等を実践しており、これらの項目を含めた研修プログラムの計画・実施ができる。

医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

さらに、上記の基本的な考え方に加えて、下記の点に留意すること。

### (1) 連携型における指導体制

連携型に研修歯科医を受け入れている場合は、研修歯科医の研修中、指導歯科医あるいは上級歯科医が、同一施設内において必要に応じて、面談にて直接指導できる体制が確保されていること。

## (2) 研修協力施設と連携型の役割について

研修協力施設は、現行の制度において「へき地・離島診療所、病院、診療所、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等」が該当することとなっている。このうち、へき地・離島診療所、病院、診療所等、研修歯科医自らが多くの症例を経験できる施設を連携型として積極的に活用するとともに、見学が中心となる施設については研修協力施設とするよう、今後、施設の役割を明確にしていくものとする。今回の見直しでは、現在の研修協力施設の活用方法を考慮し、現状通り研修協力施設に診療所・病院を含めるものとする。

## 2. 臨床研修施設間の連携の推進（グループ化の導入）

歯科医師臨床研修の到達目標の効率的な達成や、より多くの症例を経験できる研修を実施可能とするため、新たに取り入れる研修実施方法では、プログラム責任者および研修実施責任者が協議して策定した計画に従って、施設間連携、情報共有のもと研修プログラムの目的にあった研修スケジュールを弾力的に設定できることとする。なお、グループ化による研修に関する基本的な考え方は以下のとおりとする。

### グループ化による研修の実施方法

曜日、週又は月を単位とし（グループ内の）異なる研修施設で研修を行う。

（グループによる）研修の期間は3ヶ月以上とする。

（グループ化の）特長を活かし、効果的な研修が実施できるよう、研修スケジュールを配慮する。

（グループは）協力型のみ、あるいは協力型および連携型によって構成される。

（グループを構成する施設数は）協力型を必ず含み、5施設以下とする。

（グループとなる）臨床研修施設の所在は研修歯科医の負担にならないよう地域性に配慮する。

（グループによる）研修を行うにあたり、研修を実施する協力型の一つが代表となって、（グループ内の）臨床研修施設間の調整を行う。

原則として（グループ内の）全ての臨床研修施設において、研修を実施する。

さらに、上記の基本的な考え方に加えて、下記の点に留意すること。

### (1) グループを代表する協力型について

グループを構成する協力型の一つがグループの代表となって、研修を中心的に実施する。

グループを代表する施設の研修実施責任者は、プログラム責任者と協議して研修スケジュールを計画するとともに、施設間の連絡、調整を行う。

#### (2) グループ内の連携型の役割

連携型は協力型が行う研修を支援する。

各連携型での研修期間の合計が、グループ内の各協力型での研修期間の合計を上回らないようにすること。

#### (3) 研修歯科医の研修スケジュールの適正化

研修管理委員会およびプログラム責任者は、研修歯科医の研修先について把握し、研修歯科医の負担に配慮した研修プログラム（例えば、頻繁な移動をさける、研修の連続性を担保すること等）を作成すること。たとえば、研修歯科医が研修する施設は1週間に2施設以内を標準とする。

### 3. 指定要件について

#### (1) 歯科衛生士等に関する要件

歯科衛生士の雇用が困難である実態に配慮するものの、適切なチーム医療に関する研修を行うことが必要であることから、研修歯科医が歯科衛生士と連携できる体制を前提に指定要件を見直すこととする。

(対象：すべての指定施設)

歯科衛生士又は看護師が適当数（原則として常に勤務する歯科医師と概ね同数、または当該年度に募集する研修歯科医と同数）確保されていること。（歯科衛生士の数の算定は常勤換算とする）

ただし、歯科衛生士は常勤換算で1人以上おくこと。

#### (2) 全身管理等に関する要件

単独型および管理型の指定基準については、現在の歯科医療ニーズの多様化に対応できる歯科医師を養成する観点から、例えば、慢性疾患を持つハイリスク患者への対応、麻酔に係る研修、在宅歯科医療等の実施についても考慮して、全身管理等に関する要件を見直すこととする。

入院もしくは外来患者に対して全身管理の研修が実施できること。または在宅歯科医療において主治の医師との連携を図った研修が実施できること。

なお、外来患者に対する全身管理の研修は、鎮静・全身麻酔等を用いた歯科治療における全身管理等に係る適切な研修を修了した指導歯科医の指導の下で、実施されることが強く望まれること。

さらに、上記の考え方に加え、下記の点に留意すること。

予定する研修内容の申請

入院症例、外来患者の全身管理、あるいは在宅歯科医療の実施について、実施予定の内容を研修プログラムに記載すること。

適切な研修について

適切な研修には、医療関係者に向けた救急処置に係る研修も含まれること。

#### 4 . 申請様式の簡素化

現在の各種手続き等に関しては、主として管理型が全ての施設の書類等を取りまとめているところであるが、小規模な歯科診療所や病院歯科等では事務処理を適切に行うことが困難であることや、多数の臨床研修施設を抱えている大学病院等においては、事務作業が過大な負担となっている状況に鑑み、臨床研修施設の指定・年次報告等に係る申請を簡素化するとともに、申請様式の記載方法をわかりやすく見直すべきである。

### 第3 研修管理委員会の機能の充実

#### 1 . 研修の進捗状況の把握等

研修管理委員会は、研修プログラムの作成、研修歯科医の管理に加え、臨床研修施設群における研修の実施状況を統括管理しているが、臨床研修施設群を構成する施設の増加に伴い、研修管理委員会の開催が困難になっているとの指摘がある。このため、研修の進捗状況の把握および研修期間中の問題に迅速に対応できるよう、以下の項目を加える。

研修管理委員会は議事録を作成し、保管すること。

研修管理委員会は運営指針を定める。

研修期間中に緊急に対応が必要となる案件が生じた場合は、以下の要件を満たす場合に限り、臨時の研修管理委員会を開催できる。

- 1) 運営指針に臨時の研修管理委員会開催に関する規定がある。
- 2) プログラム責任者、および運営指針で定めた研修管理委員会の構成員が出席している。
- 3) 協議結果については、研修管理委員会を構成する委員に対して報告を行うこと。

さらに、上記の考え方に加え、研修管理委員会の構成員は、研修歯科医の研修進捗状況や勤務態度、メンタルヘルスの状態等に関する情報を把握し、迅速に情報を共有するよう努める必要がある。



## 2．並行申請への対応

協力型が、数多くの臨床研修施設群に並行申請を行っている場合があるが、研修歯科医の受け入れ時期や受け入れ人数について、管理型が把握しやすくするため一層の情報共有を図るべきであり、以下の様な方策が必要である。

協力型が、複数の管理型と共同して研修プログラムを行う場合は、研修に必要な人員、設備が確保できるよう、研修歯科医の受け入れ時期、人数等を計画し、すべての管理型の研修管理委員会と協議すること。

研修管理委員会は共同して行う協力型の並行申請数の実態を把握し、研修プログラム立案に先立ち、研修歯科医の受け入れの調整を図ること。

上記の方策に加え、プログラム責任者は協力型または連携型への研修歯科医の受け入れ状況を勘案して、年度毎に臨床研修施設群の見直しを行い、群構成の変更を行うこと等の留意が必要とされる。

## 3．施設側にやむを得ない事情が生じたときの対応

研修プログラム実施中に、施設側にやむを得ない事情が生じ、研修が困難となった場合、できるだけ迅速に臨床研修を継続できるよう対応をとる必要がある。このとき、研修管理委員会が中心となって適切に対処することとする。

協力型及び連携型において指導歯科医や歯科衛生士の欠員等、やむを得ない事情によって研修プログラム実施が困難となる場合については、研修管理委員会が研修の継続性に配慮し、研修歯科医と協議の上、研修歯科医の受け入れ施設を決定すること。また、変更の内容について速やかに地方厚生局に報告すること。

## 4．指導歯科医等の資質向上策

研修歯科医が新たな歯科医療技術を修得し、関連法令の遵守や適切な医療安全管理を実践するためには、研修歯科医を受け入れる施設の指導歯科医、歯科衛生士等に対する継続的な研修をすべきである。研修管理委員会は当該臨床研修施設群に属する臨床研修施設に対し、定期的な研修会を開催するなど助言・指導等を行うことが望まれる。

研修管理委員会は、定期的な研修会を開催する等、研修の指導に当たる歯科医師等の資質向上に努めることが望ましいこと。

## 第4 歯科医師臨床研修制度に対する理解の推進

国民、医療関係者等に対し歯科医師臨床研修制度に対する周知を進める必要がある。国民への周知を図ることにより、研修歯科医が指導歯科医のもとで行う診療に対する一層の理解と協力を得ることが望まれる。

また、病院歯科では、病院の開設者や管理者である医師への周知が不十分であるため、歯科医師臨床研修への参加が進んでいないとの指摘がある。国、歯科医師会、歯科医学会等は病院の開設者や管理者等に対し一層の周知を図っていく必要がある。

## 第5 その他

生涯研修の第一歩である臨床研修を充実させるため、歯科医師臨床研修制度に関わる様々な分野の関係者が参画して、実務的な活動（例えば、市民フォーラム等を通じた国民への周知、研修指導ガイドライン（仮称）の作成、臨床研修の到達目標の議論、歯科医師の資質向上のための提言等）を行う場「歯科医師臨床研修協議会（仮称）」の設置が望まれる。

歯科医師臨床研修マッチングについては国家試験不合格に伴う欠員補充の方法、アンマッチ者への対応について改善を図ってきたところである。しかしながら、募集から採用までの時間が制約されていることから、研修歯科医の応募や臨床研修施設の募集・採用が円滑に行われるような仕組みについて、早急に検討する必要がある。

臨床研修施設群方式の推進により、研修プログラムの増加・多様化が期待される。歯科診療所・病院歯科で実施される研修プログラムに関する情報について、現在運用されている歯科医師臨床研修プログラム検索サイト（D-REIS）の充実を通じて、よりきめ細かく、効果的に提示していく必要がある。

## 第6 終わりに

現在実施されている歯科医師臨床研修は、歯科医療の水準の確保に貢献しているとの一定の評価がなされていることから、現行制度の枠組を残しながら、散見される課題に対し柔軟な対応を行うことが必要と考えられる。このため、研修歯科医へのサポートの充実、より効果的な研修実施を目的として、研修の進捗状況を管理する研修管理委員会の役割を強化するとともに、施設間の連携・情報共有を推進する方策を取り入れるよう提言したところである。

また、近年、慢性疾患をもつ患者の増加によって医療連携の必要性が高まるとともに、在宅歯科医療等、高齢化社会への対応が求められていることから、新たな歯科医療ニーズを踏まえ、地域を支える歯科診療所を活用した研修プログラムが増加していくことが望まれる。本検討会では、都市部以外の地域に現行の指定基準を満たす歯科診療所が少ない状況も勘案し、一定の基準を満たした医療機関を新たな臨床研修施設として位置づけることで、歯科医師臨床研修の質を担保しつつ、小規模な医療機関も

臨床研修に参画しやすい制度とすることが必要であるとの結論に達した。

日進月歩で高度化する歯科医療、変わりゆく国民のニーズに対応できる歯科医師を養成するという観点から、卒前の臨床実習、卒直後の臨床研修、その後の生涯研修を一体的にとらえて、今後とも関係機関と一層の連携を図りながら議論を重ねていく必要がある。

## 歯科医師臨床研修推進検討会 討議経過

歯科医師臨床研修推進検討会報告書（第1次報告 平成20年12月22日）

- ・ 歯科医師臨床研修における課題の整理および解決のための指針について

第6回（平成21年5月20日開催）

- ・ 歯科医師臨床研修推進検討会の進め方について
- ・ 臨床研修施設の群方式の推進について

第7回作業委員会（平成21年6月24日開催）

- ・ 臨床研修施設のグループ化について

第8回作業委員会（平成21年7月8日開催）

- ・ 臨床研修施設のグループ化案のとりまとめについて

第7回（平成21年8月4日開催）

- ・ 臨床研修施設の群方式推進について
- ・ 臨床研修施設のグループ化による群方式の推進について
- ・ 臨床研修施設の指定要件について

第8回（平成21年9月18日開催）

- ・ 歯科医師臨床研修推進検討会の論点整理について
- ・ 臨床研修施設の指定要件について
- ・ 研修管理委員会の運営方法について

第9回（平成21年11月25日開催）

- ・ 歯科医師臨床研修推進検討会第2次報告書案のとりまとめ

(別紙)

## 歯科医師臨床研修推進検討会 委員名簿

秋山 仁志 日本歯科大学附属病院 総合診療科教授  
池谷 恭子 医療法人鉄蕉会 亀田総合病院歯科センター・センター長補佐  
石井 拓男 東京歯科大学千葉病院長  
江里口 彰 社団法人 日本歯科医師会常務理事  
奥山 秀樹 社団法人 全国国民健康保険診療施設協議会 歯科保健部会副会長  
鴨志田義功 医療法人 社団健功会 鴨志田歯科医院 院長  
高松 和広 医療法人 顎歯会デンタルケア高松歯科 院長  
丹沢 秀樹 千葉大学医学部附属病院 歯科・顎・口腔外科科長・教授  
塚越 完子 東京都立墨東病院 歯科口腔外科部長  
樋口 勝規 九州大学病院 副病院長  
俣木 志朗 東京医科歯科大学歯学部附属病院 副病院長  
松澤 広高 医療法人財団 東京勤労者医療会代々木歯科 所長  
村井 雅彦 社団法人 愛知県歯科医師会 常務理事

(五十音順 / 座長)

## 歯科医師臨床研修推進検討会作業委員会 委員名簿

秋山 仁志 日本歯科大学附属病院 総合診療科教授  
石井 拓男 東京歯科大学千葉病院長  
鴨志田義功 医療法人 社団健功会 鴨志田歯科医院院長  
高松 和広 医療法人 顎歯会デンタルケア高松歯科 院長  
塚越 完子 東京都立墨東病院 歯科口腔外科部長  
俣木 志朗 東京医科歯科大学歯学部附属病院 副病院長  
村井 雅彦 社団法人 愛知県歯科医師会 常務理事

(五十音順 / 座長)